

## 裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 23 年 12 月 5 日付けで提起された、処分庁が平成 23 年 11 月 24 日付けで行った、生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 理 由

## 第 1 審査請求の趣旨及び理由

## 1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が、請求人に平成 23 年 11 月 24 日付けでした本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、資産申告書に記載した現金 [REDACTED] については、居住する建物の敷地の地代であり、平成 23 年 12 月末日までに地主に支払うために毎月積み立てていたものであることを申し立てていたにもかかわらず、処分庁が利用し得る資産があるとして行なった本件処分は違法又は不当であると主張している。

## 第 2 当庁の認定事実及び判断

## 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成 23 年 11 月 10 日に請求人宅を訪問し、面接を行なったところ生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護（以下「保護」という。）申請書の提出があり受理したこと。  
 その際、居住する住居の建物は、亡くなった従姉の ██████████ 名義であることを聴取していること。
- (2) 処分庁は、平成 23 年 11 月 16 日に請求人宅を訪問し、保護の申請に必要な資産申告書等の書類を受理していること。  
 その際、次のことを聴取又は確認していること。
  - ① 資産申告書に記載されている現金 ██████████ 円は、地代の支払いのために残してあるとの請求人の申し立て
  - ② 平成 22 年 12 月付けの ██████████ 宛の年額 ██████████ 円の地代の支払請求書
  - ③ 平成 23 年の地代の請求については、██████████ 宛にこれから郵送されてくるとの請求人の申し立て
- (3) 処分庁は、平成 23 年 11 月 24 日に保護の要否判定に係るケース診断会議を開催し、最低生活費を上回る ██████████ の所持金があることから、利用し得る資産があると判断し、保護の申請を却下する決定を行ったこと。  
 なお、平成 23 年 12 月 16 日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書には、「地代の支払いについては、審査請求人からの口頭による説明があったのみで、現金 ██████████ については、全てが地代の支払いに充てられるものであるという確証がないため、利用し得る財産であると判断し、（後段略）」及び「事実上の争点は、手持ち現金 ██████████ の用途について、生活費として利用しうるものか否かにあるが、処分庁では、現金の用途について言及しておらず、どのような形であれ、手持ち現金を消費したうえで再相談に訪れるよう助言しており、（後段略）」との記載があること。
- (4) 処分庁は、平成 23 年 11 月 24 日に請求人宅を訪問し、平成 23 年 11 月 24 日付け保護申請却下決定通知書を交付していること。

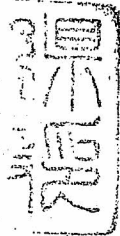


2 判断

- (1) 法第 4 条第 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、これは、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めた規定である。
- (2) さらに、資産の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 3 によれば、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」とされ、容認できる資産として以下の場合を示している。
  - 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
  - 2 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
  - 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
  - 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

5 社会通念上処分させることを相当としないもの

- (3) そして、保護決定実施上の保護申請時における助言指導について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）第 11-1-(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」とされている。
- (4) また、「住宅費」認定の具体的な処理基準については、局長通知第 7-4-(1)-アにおいて、「家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とされており、地代の具体的な取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 7 の問 55 において「被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を 12 か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。」とされている。
- (5) そこでこれを、本件処分についてみる。



処分庁は、認定事実（3）で明らかなおお、請求人の所持金 [redacted] について、請求人からの口頭による説明を受けたのみで、全てが地代の支払いに充てられるものであるという確証が得られないという理由から利用し得る資産であると判断し、本件処分を行っている。

そこで、請求人の所持金 [redacted] が、申請時において利用し得る資産であり、最低生活の需要に活用できるものであるかについてみる。

地代については、判断の（4）に示すとおお、新たに、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を住宅費として認定することができるが、保護開始月前の地代については、住宅費として認定することができない。

認定事実（1）及び（2）で明らかなおお、処分庁は、請求人が亡くなった従姉、[redacted] 名義の住居に居住しており、その住居の所在する土地に今後支払うべき地代を要することを認識している。請求人に平成 23 年分の地代の支払義務がある場合、請求人が保護申請前の地代として支払わなければならない額は、平成 22 年分の地代請求額 [redacted] 円を基に算出すると次のとおおと推計される。

（保護申請日 平成 23 年 11 月 10 日）

- ・ 1 か月当り [redacted] 円 ÷ 12 か月 = [redacted] 円（円未満切捨て）
- ・ 保護申請前の期間（1 月～10 月）  
[redacted] 円 × 10 か月 = [redacted] 円

これは、請求人が地代の支払いに充てると申し立てている [redacted] とほぼ一致しており、所持金 [redacted] を利用し得る資産として生活費に充当した場合、地代を支払うことができなくなることは容易に推量できる。

そして、処分庁が「地代の支払いに充てられる確証がない」としていること

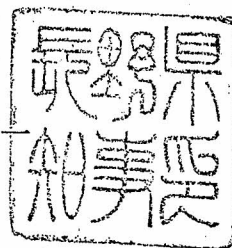
については、請求人の住居及び平成 22 年の地代の請求の宛名、支払い振込み名義が亡くなった従姉、[redacted]であることを認識しているものの、平成 23 年分の請求人の地代支払い義務の有無の確認については、賃貸借の実態把握のための必要書類の提示の指示及び地主に対する調査の可能性を含め適切な助言指導をした事実は認められない。資産調査を十分に精査しないまま、最低生活の需要に活用できる資産であるとした処分庁の判断には瑕疵がある。

また、認定事実(2)の弁明書の内容から明らかなどおり、処分庁が、所持金[redacted]をどのような形であれ消費してから再申請すべきとの判断をしていることについては、判断の(2)及び(3)に示す「保有を容認できる資産」及び「要保護者が自らの資産の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合」に該当するか否かを判断のうえ、本件処分を行なったとは認め難いものであり、この点からも本件処分は不当である。

以上のとおり、本件処分は、その調査及び判断に瑕疵があったと言わざるを得ず、取り消しを免れないので、行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 24 年 2 月 10 日

長野県知事 阿部 守一



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成 24 年 2 月 10 日

長野県知事 阿部 守一

